

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	中世における助動詞「ケリ」の用字について
Author(s)	橋村, 勝明
Citation	国文学攷, 250 : 1 - 13
Issue Date	2021-06-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051485
Right	Copyright (c) 2021 by Author
Relation	



中世における助動詞「ケリ」の用字について

橋 村 勝 明

一、はじめに

中世の真名軍記には、助動詞「ケリ」に「梟」字を用いる例があることについては既に指摘をしたところである¹⁾。ところが、『大漢和辞典』では「梟」字に次の注を記載している。

邦 けり。イ鳥の名。(中略)口過去の意を示す助動詞「けり」にあてて用ひる。ハ和歌などに「けり」で終るものが多い、且つ梟の字をあてることが多いことから、きまり・かた・終止・決著の意に用ひる。(卷一二、七八六頁)

「梟」字を「ケリ」とするのは、『和訓栞』²⁾にも次のような記載があり、用字の根拠を鳥名³⁾であるとしている。

○辞のけりに梟ノ字を書ハ鳥の類にけりといふ鳥あれハ借用たる成へし 鳴聲けりくときこゆるをもて名く

また、右の記述を受けて、『俚言集覽』⁴⁾においても「梟」字を「ケ

リ」としている。

けり 梟也語助也〔和訓栞〕ケリ、物をいひ訖たる詞にいふ

は萬葉集に來字をよめりケリ反キ也

このような助動詞に「梟」字が用いられた例としては、『野ざらし紀行』⁵⁾の次のものがある。

大井川越る日は、終日雨降ければ、

秋の日の雨江戸に指折ん大井川 ちり

眼前

道のべの木槿は馬にくはれ梟

これらのことから、近世においては「梟」字が用いられるのは鳥名「けり」の用字として「梟」が存在し、それを助動詞に転用したらしいことがわかる。一方で、中世より古く成立した古辞書によれば、「梟」字と助動詞「ケリ」との関係を見いだせるような記述はみあたらない⁶⁾。

『箋注和名類聚抄』

梟 説文云古堯反、布久呂布 (三二九上)

『元和古活字本』

梟 説文云古堯反和名布久呂不辨色立成云佐介

(七五五上)

観智院本『類聚名義抄』

梟梟 通正 古堯 / 不孝鳥 フクロウ

(僧中二二四 8)

前田本『色葉字類抄』

梟梟 古堯 / 不孝鳥 フクロウ

(下四三ウ 7)

そこで疑問となるのが、次の二点である。

- ・ 中世において助動詞「ケリ」に鳥名「ふくろう」を意味する「梟」字を用いるのはなぜか。

・ 中世真名軍記で用いられた「梟」字が『野ざらし紀行』などで「梟」字となっているのはなぜか。

さらに詳細に検討すれば、一点目については中世に於いて「梟」字を鳥名「けり」と認識していたのか、二点目については中世において「ケリ」に「梟」字が用いられた理由同様、近世に於いて「梟」字が用いられた理由が問題となろう。このことについて、次に用例を確認しつつ検討をすすめてゆきたい。

二、中世における助動詞「ケリ」の用字

管見の限りにおいては、中世における助動詞「ケリ」の用字には

「梟」「梟」「梟」の三字が用いられている。それらの内、最も用例数の多いのが「梟」である。そこで、まずは「梟」の用例について、用例を挙げつつ助動詞としての用法を確認してゆきたい。見いだした用例のうち、成立年代の最も古い資料は嘉慶年間(1387) 89) 成立とされる『源威集』⁸⁾で三例みられた。

○或ハ雨夜ヲコソ高名ナレ無^ニ先規^ニ由申族有ケレハ御尋有^リ梟^ル
ニ陰陽道ノ輩子細ヲ不申不披 (二二ウ 9)

○陰陽道ノ輩子細ヲ不^レ披各々失^ニ面目^一梟^ニ吉平朝臣奏聞シテ云 (二二オ 1)

○若^シ其夜武将^ノ中^ニ産生事ヲ可^レ有^ニ御尋^一歟隨^ニ而從^ニ公家^一有^ニ御尋^一梟^ルニ (二二オ 5)

『源威集』の助動詞「ケリ」は、本文全体に亘って用いられているのではなく、用例の所在によって伺えるように一部分に連続して用いられており、それ以外の部分では片仮名表記「ケリ」としている。また、用例数としては少ないが、その活用形は三例ともに連体形「ケル」であることには注意をしたい。

次に用例の見られる資料は文正元(1466)年成立、嘉永四(1851)年の跋文をもつ模刻の『大塔物語』¹⁰⁾である。用例数は二九例で『源威集』のように特定の箇所用いられるのではなく、全般的にみられる。仮名点によってその活用形が明らかかな用例は、二九例中二五例で、そのうち二二例が連体形、四例が已然形である。

それぞれの活用形の一部を次に掲げる。

〔連体形〕

○各令^ニ同心^一所々入部^ノ之使出^ヲ或追立^ハ或討^ハ怒^{コソシ}梟^ツ社弓矢^手合國^念劇^之始成^レ

(九オ7)

○長秀^末營^ニ寺家^一軍内談也長秀云^{梟者}暫^ニ楯^一籠^テ寺家^ニ京都^都立^ニ使者^可レ申^ニ成他國^勢敵^ヲ

(一一オ6)

〔已然形〕

○長國力^勝成^{梟者}不^ニ落^シ付^一取^テ押^テ搔^レ頸^樟原郎等^不レ討^レ主^十餘人^落重^同枕^討死^ス

(一八オ7)

○大塔^者敵陣^差輒^ニ四方^ニ日夜^要心理^{梟難}翔^ニ飛^鳥彼等^可レ返^遣一方^便悉^盡了^失爲^方計^也

(二二オ5)

仮名点によってその活用形が明らかでない用例が四例みられるが、文意より「梟」字は連体形「ケル」として用いられていると判断できるものを掲げる。

○有^ニ良^暫但州^被申^{梟者}古今^携三弓^箭武士^之習^語者能^々聞^召

(二二オ2)

○長國引^ニ替^心云^{梟者}我等^徒自^害而^無詮^去來^成下^焚會^破鴻門^一怒^上一同^切出^遭逢^于思^敵爲^ニ討^死云^ハ

(二二ハウ3)

○擧^テ大音^名乘^{梟者}遠^聞音^近見^目添^清和^{天皇}御^苗裔^羅三郎^末孫^{小笠原}次郎^{長清}其^子兵庫^頭政^長次郎^男坂^西次郎^{長國}生^年廿^一歳^也

(三三オ5)

○爰^香坂^{左馬亮}入^道宗^繼暫^塞目^心中^被思^{梟者}六^道無^レ外^只有^二眼^前矢^取身^之習^一

(三三オ7)

これら四例はいずれも「ケルハ」(梟者)と訓むとみられ、先の連体形の用例数に含めると、全二九例中二五例が連体形で、四例が已然形、そして終止形の用例はみられないこととなる。

次に用例を見いだせた資料は、文明十四(1482)から延徳三(1491)年に成立したとみられる『塵荊抄』¹¹である。助動詞の用例は四一例で、終止形一一例、連体形一八例、已然形一二例であった。次に用例の一部を掲げる。

〔終止形〕 一一例

○是^春日^見物^在シ^時、后^達棧^敷ヲ^打セ^御覽^シ梟^ニ、業^平垣^ノ間^{ヨリ}瞰^キテ^見梟[。]然^バ垣^間見^ト云^リ。

(上三五七一)

○六^合俄^ニ常^闇ト^成ヌ。八^百万^ノ神^達悲^給、諸^ノ所^作ヲ^皆火^ヲ燃^シテ^沙汰^シ給^ヒ梟[。]

(下三七七)

〔連体形〕 一八例

○彼^字志^丸ト^ハ常^陸国^琴御^館ト^云者^也。都^ハ上^梟ガ^唐崎^ニテ^遇奉^ニ我^ハ是^神也^ト宣[。]

(上一五八)

○或^時僧^正曰^梟ル^ハ、兩^人御^童形^之御^身ト^シテ、外^二八^守五^常正^三禮^儀剛^柔進^退ニ^シテ^雲ノ^風ニ^任タル^ニ似^タリ。(上一二四4)

〔已然形〕 一二例

○吉^水ノ^慈鎮^和尚^是ヲ^相伝^スベ^キ由^仰梟^バ、先^和歌^ヲ御^稽古^候へ、

左候ハズハ真言ノ大事ハ御心得候ハジト申臬故ニ、(上二五〇)9)
○思フ事言ハデ只ニヤ休ナマシ我トヒトシキ人シナケレバトバカリニテで給フヲ袖ヲヒカヘテ問臬バ、伊勢ヨリトテ失ニケリ。

(上三四七8)

用例数としては連体形がやや多いが、右の他『塵荊抄』には、形容詞活用語尾の「臬」字も四例みられる。

〔形容詞活用語尾〕

○人ノ臥而見ル夢。此夢ハ実ニ在物ニテハ無臬共、眠ノ遠来ヌレバ多ノ寐ヲ見ル。

(上二二九6)

他の用例は、「無臬ドモ」(上二八七4)、「多臬ド」(上三四五5)、「多臬バ」(下三八〇7)であり、いずれも已然形である。現代の文法的な区別ではなく音連続としての「ケレ」に対する用字として捉えれば、先の已然形一二例に、形容詞活用語尾の四例を加えることができ、その場合「ケル」は一六例となり連体形「ケル」との差は見られなくなる。

次に用例を見いだせた資料は永正六(1509)年成立の『松陰私語』¹²の四例である。四例中三例が連体形、一例が已然形であった。

〔連体形〕

○良有被仰出趣者、彼於沙汰限、所行企見違臬敷、漆原山内陣所打越、彼借他力、入道以下今度一味同心之者共、退治、於其上入道可被切腹支度現顯也

(一一一)

○爰横手老武者之間、暫見合後廻、不余懸詞、及左右渡合盡秘術戰臬敷、高股縫様被透而猛申共、

(六四10)

○剩武士自城、明純之御使仕、方々走廻、御父子之御前何無首尾仕、世上走廻故如此之無首尾、何事申廻臬諸人可申、一身不運深存

候、

(八七5)

〔已然形〕

○楯一面突並而、楯一帖之兩方、一方大太刀、一方ハ弓、々々未弳臬、一方太刀踏左足、待懸而兵通切放、楯面大太刀計也

(二四6)

次に見いだせた資料が、天正五(1577)年の奥書をもつ『賀越闘諍記』¹³である。用例は、全一〇例が「斯臬十名詞」とするもので、固定的な用法であることがうかがえる。名詞は、「処」が七例、「所」「程」「怨敵」が各一例であった。用例を以下に掲げる。

○斯臬処近來兩國異越之思ヲ含テ、越前之国司ハ賀州ヲ滅シテ取ントシ、賀州之者ハ越ヲ打テ弁(并)ントス。(77上7)

○斯臬所ニ、中ノ江ノ渡エハ石川郡ノ勢、川合藤左衛門尉、州ノ崎入堂鏡寛、菟木入道常専、斎藤、二木、

(80上17)

○斯臬怨敵モ連ニ退治ナサル、事、真二果報ノ至リ哉ト人々申ケルトカヤ。

(85下17)

○斯臬程ニ、大将留リ給フヘキ様ナクシテ、同十一月七日ニ帰陣アリケリ。

(90上18)

但し、次の用例のように同様の語列であっても仮名表記のものも存するが、終止形、已然形の「梟」字の用例はみられない。

○カ、リケル処ニ、八月下旬ニ元亀ノ年号改元アリ、天正ニナナル。
(137上5)

以上が「梟」字の用例であるが、助動詞「ケリ」の用字として「梟」字を用いる資料がある。「梟」字は、「梟」字とは異体関係にはないものの¹⁴、助動詞「ケリ」として用いられている。但し、『官地論』以外に管見の限りでは用例を見いだすことができなかった。

『官地論』諸本の一本である、『異本官地論』¹⁵は、漢字表記を主体としながらも部分的に片仮名を交える本文をもつ。助動詞「梟」の用例は一三例みられ、終止形三例、連体形七例、已然形三例であった。次に用例の一部を掲げる。

〔終止形〕

○或時伝^ル二山館幽谷岩間^ヲ峻^コ路染^ハ沙於足血^ニ終日物哉思覽^ヲ亦或時^ハ駟^ハ野宿旅邸之枕^ニ夢^ハ不^レ結敢^ニ与^レ涙共明^ル。

○往生院之側^ノ可^シレ為^ル便^ニ厭^フ世思召立給宛^ヲ知^シ二辺落涙^ル尋^ネ為^レ入^ル給^ト梟。

〔連体形〕

○去来余波惜^ミ為^レ酒宴被^レ仰^ル從^テ老衆^ニ至^ル若衆^ニ參^リ御前^ニ大瓶共立^テ並^ハ無^レ上下推並^シ被^レ遊梟。

(一五ウ3)

○灯^シ暗^ハ数行虞氏涙^ヲ夜深^ニ四面楚歌声^ヲト云詩^ヲ二三返被^レ歌梟。

(二六オ3)

〔已然形〕

○御齡^イ未^イ壯^{カン}御座梟^ハ柳之五衣被^レ召^シ紅袴^ヲ嬋^セ娟^ク兩鬢被^レ秋蟬翼^ヲ蛾^ハ遠山之色^ヲ。

(二五ウ5)

○日数漸々重^ネ宛^ニ打^テ過^テ憂他中山^ヲ着^ツ近江路^ニ給^レ梟^ト湖水漫々^ト風^ヲ翻^リ白浪^ト。

(二二ウ8)

「梟」字と異体関係にはないものの、用法上は同様に用いているものとみられる。

以上、『源威集』などの軍記と『塵荆集』の用例を掲げた。これまでの用例数を表にすると次のようになる¹⁶。

	終止形	連体形	已然形
源威集		3	
大塔物語		25	4
塵荆抄	11	18	12
松陰私語		3	1
賀越園浄記		10	
異本官地論	3	7	3

右の表によって伺えるように、『塵荆抄』では活用形の用例数に大きな差は見られないが、それ以外の資料からは連体形を中心とした用字であることがわかる¹⁷。

さらに文書についても検索をすると、僅か二例でありながら助動

詞「ケリ」の漢字表記の例を見いだすことができた¹⁸。いずれも信長文書¹⁹で、以下に用例を掲げる。

○然而於御出馬者、外聞如何之由、及其理候^{ケル}、御同心之条、大慶
不少候（信長文書補遺一三〇）元龜三（1572）年十月五日

○芳墨令拝閱候、抑一種^{天目}贈給候、名物之条、連々一覽之望候^梟、
傍以自愛不鮮候

（信長文書三四九）天正元（1593）年十一月十八日
信長文書補遺一三〇の「梟」字は、助動詞の用例としてはここ
まで見られなかったものである。また、信長文書三四九の用例に
ついては『信長文書の研究』では「梟」としているが、先に掲げた
観智院本『類聚名義抄』にみえるように「梟」字に通じるもので
ある²⁰。

ここまで用例に基づき使用状況について確認をした。その上で、
「梟」字が助動詞「ケリ」と結びつく理由について検討したい。

先に掲示した古辞書同様、中世においても「梟」は鳥名「ふくろう」
として掲載されている。また、「梟」字は鳥名「かも」として掲載
されており、鳥名「けり」を見いだすことができない。検索したう
ちの一部を掲げる²¹。

天文本『字鏡集』

梟^{ケル}（字体注記略）フクロウ
梟^{ケル}（字体注記略）カモ

（四六〇三）
（四五七一）

弘治二年本『節用集』

梟^{カモ}（二八一）
鴨^{カモ}、梟^{カモ}（七九八）

饅頭屋本『節用集』

梟^{カモ}（二〇六二）
鴨^{カモ}（五〇六）

このような状況の中で、『運歩色葉集』、『伊京集』については「ケリ」
を見いだすことができるものの、その掲出箇所が『運歩色葉集』の
場合は「鳥名」ではないところから、助動詞として認識していると
考えられる。

静嘉堂文庫本『運歩色葉集』

梟^{ケリ}（二五一七）

天正十七年本『運歩色葉集』

梟^{ケル}（中五五オ7）

元龜二年京大本『運歩色葉集』

梟^{ケル}（二・四五ウ10）

『伊京集』

梟^{ケル}（七八二）

右から知られるとおり終止形は静嘉堂文庫本のみで、天正十七年本、
元龜二年本、伊京集は連体形「ケル」としている²²。このことが意味
するのは、先に用例を確認したように、「梟」字は助動詞連体形「ケル」

と結びついているのであって、終止形「ケリ」ではないということである²³。まして、古辞書において「梟」「鳧」を別字として掲載し、「梟」を「ふくろう」としている状況では鳥名「けり」との関係は想定できないのではないかと。とすれば、「梟」字と助動詞連体形「ケル」がいかにして結びつき得たのか、ということが問題となる。

このことについて検討する前に、「梟」字を助動詞「ケル」として用いている資料について確認をしておきたい。『源威集』は、著者として結城直光説と佐竹師義説があるものの、いずれにしても東国成立であり、『松陰私語』についてもまた同様である。『塵菴抄』は、その著者を木戸孝範とされ²⁴、これについても東国との関わりが深い。『大塔物語』については、成立の場、著者などは未詳であるものの、その成立には時衆との関係が想定され²⁵、その総本山が東国の藤沢道場清浄光院におかれたことは重要であろう²⁶。『賀越諍闘記』『異本官地論』『官地論』、そして信長文書においては東国との関連は見いだせないものの、資料を成立年代順にとらえると、助動詞としての「梟」「鳧」字が東国成立の資料から加賀・越前、尾張へと地域的な使用の広がりがうかがえるのである。

ではなぜ「梟」字に「ケル」が結びついたのかということについては、論証が不十分でありながらも、字音「ケウ」からの転用である可能性を指摘しておきたい²⁷。もしこのことが認められるとして、字音「ケウ」は「梟」字のほか「孝」「橋」などがある中、なぜ「梟」

字であるのか、ということについては、文節末に置いた際に常用する漢字であると誤読を生じさせる可能性があり、それを避けるためではないかと考えるが、このことについてはなお検討を要する。

三、近世における助動詞「ケリ」の用字

近世における助動詞「ケリ」の用字については、本稿冒頭で記した『野ざらし紀行』の「鳧」字の他、『花月対座論』²⁸に「梟」字を見いだすことができた。『花月対座論』は、成立年代不詳、延宝八（1680）年福住道祐による書写奥書がある漢字表記文である。内容は、室町物語である『花鳥風月の物語』²⁹と表現及び内容上部分的に緊密な関係性がみられることから、『花月対座論』は『花鳥風月の物語』を真名化したものと考えられる。

『花月対座論』には助動詞としての「梟」字が一四例みられ、そのうち終止形が八例、連体形が六例となっている。ただし、終止形の用例数には付訓の無い用例六例、連体形には「ハ」のみの付訓を含めている。連体形の用例には連体形終止がみられるので、終止形の付訓が無いものには連体形終止が含まれることが考えられるが、まずは終止形としておく。

〔終止形〕

○其外花^ハ族^ノ之^ニ輩^ハ桃^ハ李^不言^ハ馳^ル来^ル款^冬無^レ誤^見継^梟（四ウ4）

○同^ウ又^ウ吾^ウ朝^ヲ將^門平^親王^争可^レ途^松風^浪音^一成^時動^作梟^花其^薰芬

郁^{トシテ}

(二二〇四)

〔連体形〕

○八月十五夜首高負弓張月、其中横雲井着駒磯色、波枕置々乗梟鑑踏、張^シ立^リ拳^テ東^ヲ西^ヲ見^ス廻^テ為^レ躰^イ

(二一ウ五)

○親手颯開合戦之次第下知梟朝、焚会楼籠、実^{ヨリ}洪^モ見^タ

(二三オ四)

○態^ト不^レ着^キ甲^ヲ大音声揚^テ而名乗梟^ハ先唐^シ玄宗皇帝之后楊貴妃馬兜^シ堤^{シテ}而死給之時

(二二〇オ二)

右に見られるように、中世では連体形「ケル」と深く結びついてきた「梟」字が、無訓を終止形ととらえれば終止形の用法を拡張させていることがうかがえる。このことは、静嘉堂文庫本『運歩色葉集』において「ケリ」訓が付されており、次に掲げるように『書言字考節用集』においても「ケリ」訓が付されていることから、連体形を主とした中世の用字「梟」(ケル)が終止形との結びつきを強めていることが伺える。

『書言字考節用集』

梟^ウ
之本朝語

(11・16・4)

また、『書言字考節用集』では右のほか、鳥名についても記載がある。

水鷲音扎○今按「本草」以^カ一^ク為^カ鷲^ツ鷲^リ一^リ称 (5・74・2)

鳥名には「梟」字を用いないことから、助動詞としての「梟(ケリ)」

と鳥名としての「けり」とは別物という意識がみられるのである。

ところが、助動詞としての「梟」(ケリ)が鳥名由来であると誤認しているとみられる記述が『和漢三才図会』³⁰にみられる。鳥名「けり」の項目を掲げる。

正字は未詳

計里 『万葉集』に梟の字³¹を用いて歌の助語としている。け

れども梟は不孝の鳥の名で、これとは大へんに異なったものである」

傍線部のように、「梟」字を助動詞であり同時に鳥名であると認識しつつこの字を用いることがふさわしくないと考えているようである。連体形ではなく、終止形と結びつきを強めたためにこのような誤解が生じたのではないかと考える。『本朝食鑑』においても鳥名「けり」はみられるが、その用字は『和漢三才図会』同様「計里」としている³²。

計里鳥 訓は字のとおりである。

鳥名としての「けり」は、このように音仮名があてられるほか、『梅津政景日記』³³の用例のように平仮名で表記されることもある。

○一、永井信濃殿よりけり二つ被進候、一、塩原之湯、今晚より御入被成候、一、雨降ル (寛永七年八月二八日)

さらに、江戸時代中期以降成立とみられる『計里鳥考』³⁴には次のような記述がみられる。

○本草綱目和名附録ニ水扎ヲ訓計里々々一名水鳧巻懐食鏡ニ倭俗以水扎訓計里道其所由

先の『書言字考節用集』の記載と併せ考えれば、鳥名「計里」は漢字で表記すると「水鳧」となるであろう。

さて、『和漢三才図会』の著者である寺島良安が助動詞「梟」の存在を認識しながらも、なぜ江戸時代に於いて中世のようにその用字が定着しなかったのかということについては、先にみたように助動詞「ケリ」の由来として「梟」字がふさわしくないという認識があったことに一因があるろう。このような認識は、先に「梟」字の用例を確認した『花月対座論』の書写者である福住道祐、『書言字考節用集』の著者である榎島昭武の学問とは大きく異なるものである。まず、福住道祐については『古事談』『続古事談』のほか、『前田家大坂冬陣日記』『細川三好合戦記』『田夜物語』『文正記』などの軍記を書写している。また、榎島昭武は『北越軍談』『関東古戦録』を執筆するに際し多くの軍記を参照したとされる。このように江戸時代前期にあっては助動詞としての「梟」字は認識をされていたが、鳥名由来であるとは認識されていなかった。それが鳥名であると認識されるに至って連体形「ケル」由来の意識は消滅し³⁵、結果として『和漢三才図会』のように由来を鳥名に求めたと考える。

しかしながら鳥名であるとしても「けり」が音仮名あるいは平仮名表記であるということは、漢字との結びつきが弱いものと考えら

れる。また、「鳧」字についても『本朝食鑑』においては、

鴨

我が国の鴨は中華の鳧であって、野鴨・野鶩・鶩・沈鳧にあたる。(以下略) (三卷一九〇頁)

として「鴨」と「鳧」との近接性は認めながらも鳥名「けり」についての記載はない。また、『和漢三才図会』においても、

音は(欠字)

鳧を野鴨やおう野鶩やぼろ
フツ

〔和名は加毛〕

『本草綱目』(禽部、水禽類、鳧)に次のようにいう。状は鴨に似ていて小さく青白の雑色。(以下略)(六卷一八四頁)

として『本草綱目』を引きつつ「鳧」と「鴨」の近接性についての説明はあるが、鳥名「けり」についての記述がない。また、「鴨」字については『和漢三才図会』では別項目をたてており、鳥名「けり」との関係を見いだすことができない。

それにも関わらず、『野ざらし紀行』でみられたように「鳧」字を用い、またそれが『和訓栞』『俚言集覽』などによって定着していった背景とはなにか。明確な根拠は持ち合わせていないが、一つの可能性としては、鳥名「けり」は、『実隆公記』³⁶において「けり」の女房詞である「けりけり」が漢字表記の「鴨」字の注として記されていることが指摘できる。

○自禁裏鴨一ケリ(ト)被下之 (明応五年(1496)二月三日)

ここに、鳥名「けり」と「鴨」字との関係を見いだすことができるのである。「鳧」字は例えば黒川本『下学集』五にみられるように、中世においては同義であると認識されていたことがうかがえる。

鴨カモ 鳧カモ 義同 二字 (一九ウ5)

このように、古辞書においては鳥名「かも」訓を持つ漢字で、「鴨」についても同様に「カモ」訓を持っている。それが近世に入り『本朝食鑑』『和漢三才図会』に見られたように鳥名「かも」訓が「鴨」との結びつきを強めると、残された「鳧」字に鳥名「けり」があてられたのではないかと考える。ただしそれは決して一般的な鳥名としての用字ではなく助動詞としての用字にとどまったことは、『書言字考節用集』『計里鳥考』の漢字表記「水鳧」「水鳧」や、音仮名による表記「計里」が残されたことからうかがえるのである。

また、『実隆公記』において鳥名「けり」が「鴨」字をもって宛てられている事実についても、中世の助動詞「梟」(ケリ)が鳥名「けり」由来ではないことを示す傍証となる。

四、まとめ

ここまで述べてきたことを纏めると、次のようになる。

・中世の助動詞「ケリ」の用字「梟」は連体形「ケル」に対応したものである。

・連体形「ケル」の用字が終止形、已然形に用法が拡張される。
・用法が拡張された結果、終止形「ケリ」と結びつき、近世において「梟」字からの連想で鳥名「けり」と結びつく。

・助動詞「ケリ」の用字として「鳧」字があてられるが、鳥名としてでは関係が希薄であったため、「計里」が使用される。

そして、このような経緯をたどり、現在では助動詞専用の用字「鳧」(ケリ)が、鳥名「けり」を意味する漢字「鳧」として認識されるに至るのである。

残された課題としては、先にも触れたように「梟」字が連体形と結びつくとはしながらも、終止形・已然形の用例もみられ、そのような用例の背景をいかに説明しうるかという部分がある。また、連体形に「梟」字を宛てる根拠として字音の可能性を指摘したが、二音節に対して漢字一字の字音をもって宛てる類例があるのかということである。

また、そもそも助動詞連体形「ケル」が「梟」字と結びついたとしても、なぜ漢字で表記される必要があったのか、ということである。このことについては明確な根拠を持ち合わせていないまま見直しを述べると、古記録は事実関係を述べるにとどまるので、助字は疑問や断定で十分であった。一方で真名筆記や物語性の高い内容を叙述する上では「物語る」必要から助動詞「ケリ」を欠かすことができず、そのために本稿で取り上げた以外の資料では小書きや付

訓をすることで「ケリ」を補ってきた。そうすることは、古記録などの伝統的な漢字表記文を前提とする文化圏にあっては当然であるが、東国においては比較的緩やかな漢字表記文の作成が可能であったために助動詞「ケリ」の用字を可能としたのではないか³⁸。そしてそのような漢字文が『運歩色葉集』などの辞書に影響を与えることによって広く認識され漢字表記文の歴史に変化を与えることとなる。そのように考えることができるのであれば、単なる日本語文の漢字表記化ととらえられていた真名本と称される資料群の中には、古記録のような伝統的な漢字表記文を基盤としつつも新たな用字によって成立した漢字表記文であるとみることができるとであろう。

注

- 1 拙稿「中世真名筆記における助動詞「ケリ」の表記について」『文教国文学』第六〇号、二〇一六年二月
- 2 『和訓栞』上巻（名著刊行会、一九九〇年九月、七三二頁）
- 3 鳥名としての「けり」は、『万葉集』四三三九に「久尔米具留 阿等利加麻氣利 由伎米久利 加比利久麻呂尔 已波比呂麻多称」（國巡る 鴛子鳥 鴨見 行き廻り 歸り來までに 齋ひて待たね）にみえるように、古くから認識されている。
- 4 『増補俚言集覽』上巻（名著刊行会、一九七八年五月、八六五頁）
- 5 日本古典文学大系『芭蕉文集』（岩波書店、一九五九年一〇月、三七頁七行）
- 6 参照した古辞書は以下のとおり。京都大学文学部国語国文学研究室編『諸本集成和名類聚抄』（臨川書店、一九六八年九月）、『類聚名義抄』（風間書房、

- 一九八六年二月）、『色葉字類抄 三卷本』（八木書店、一九九九年二月）
- 7 古記録については、東京大学史料編纂所の古記録フルテキストデータベース（<https://www.ap.h.u-tokyo.ac.jp/sjps/sjpscontroller/>）を活用したが、助動詞の用例を見いだすことができなかった。

- 8 加地宏江校注『源威集』東洋文庫六〇七（平凡社、一九九六年一月、九頁）。書写年代は元禄九（二六九六）年以前である。

- 9 このことについては、助動詞としての「臬」字以外に「臬首」の用例として一六〇六、二五〇四、二七〇六にみられ、紛れることを避けたと考えられるが、今は事実の指摘にとどめたい。

- 10 早稲田大学の古典籍総合データベース（<https://www.u.t.waseda.ac.jp/koteneki/index.html>）掲載の画像を利用した。

- 11 『塵荊抄』上下（古典文庫、一九八四年一月・三月）によって検索し、国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）に掲載されているPDF画像によって字体の確認をした。

- 12 峰岸純夫・川崎千鶴校訂『松陰私語』史料纂集古記録編（八木書店、二〇一一年六月）による。助動詞「臬」については、田井秀氏による指摘「臬」は本来「ケリ」という鳥の名前を表す漢字であるが、ここでは過去の助動詞「けり」の当て字として使われている。（二二五頁）があるが、これは『大漢和辞典』等の記述に従ったものと思われる。

- 13 真宗史料刊行会編『大系真宗史料文書記録編11 一向一揆』（法蔵館、二〇〇七年一〇月）所収の翻刻を参照した。奥書に「天正五年四月中旬夢宅八十歳書之畢」とある。

- 14 『大漢和辞典』によれば、「一ひもを馬にかけてかざる。二しなやか。三物のさま」とあり、鳥名に関する記載がない。

- 15 石川県立図書館森田文庫蔵。本文は、原本調査および真宗史料刊行会編『大系真宗史料文書記録編11 一向一揆』（法蔵館、二〇〇七年一〇月）所収の

翻刻を参照した。『異本官地論』のほか、聖澤文庫本にも用例を見いだすことができ、また用例の箇所も大凡の重なりが見いだされたが、諸本のひとつである『加州官地論』には用例を見いだすことができなかった。

16 『源威集』の用例数に文意より連体形と判断できるものを加えている。また、『塵荊抄』の形容詞活用語尾は入っていない。

17 表中に示した用例数は、各資料の「臬」字を検索した結果である。従って、仮名表記「ケリ」との割合を示したものとはなっていない。例えば『源威集』の仮名表記用例数は終止形一六例、連体形五八例、已然形四四例となっているので、漢字を助動詞連体形として使用する確率としては有意ではないかもしれない。単純に連体形の出現数が多いので漢字表記の用例が多くなっただとも解釈できるが、例えば『大塔物語』のように漢字表記を前提とする本文において、連体形以外に漢字表記が使用されていないという質的な部分に注目したいと考える。

18 古文書については、東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース (<https://www.wap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>) を活用した。

19 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』(吉川弘文館、一九八八年九月)

20 『戦国古文書用語辞典』(東京堂出版、二〇一九年八月)の「けり」の項にもこの用例が掲載されているが、「名物之状、連々一覽之望候哉、旁以自愛不鮮候、度々御懇信快然之至候」(本願寺文書)のように「覓」字となっている。これは、『増訂織田信長文書の研究』の当該字に付された注記「連々一覽之望候哉」(上巻・五八八頁)に基づくものと考ええる。

21 参照した古辞書は以下のとおり。中田祝夫『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引』(勉誠社、二〇〇九年六月)、中田祝夫『印度本節用集古本四種研究並びに総合索引』(勉誠社、一九七四年三月)、中田祝夫・林義雄『字鏡抄文本影印編』(勉誠社、一九八二年一月)、中田祝夫『改訂新版文明本節用集研究並びに索引』(勉誠社、二〇〇六年五月)、中田祝

夫『字鏡集寛元本影印編』(勉誠社、一九七八年一〇月)、中田祝夫『印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引』(勉誠社、一九八二年一月)、『字鏡』古辞書音義集成第六巻(汲古書院、一九八〇年二月)。なお、「臬」字については本文に掲げた用例の他、饅頭屋本『節用集』に「臬掛罪人」(四八二)、黒本本『節用集』に「臬羅刹之頭懸カケル也」(五七六)のように字音「ガウ」がみられるが、これは同じ「フクロウ」訓をもつ「鴞」の字音から援用されたものと考ええる。

22 元龜二年本『運歩色葉集』の「ケル」について、安田章氏は次のように指摘する。

「臬ケル」(二46)「安ケル」(三5)「左倍ケル」(三8)「鹿ケル」(三39)があり、基準は必ずしも厳密ではないが、『連歌新式』流に解すべきものかもしれない。(解題六一頁)

「臬」字が助動詞として用いられる『大塔物語』などの真名軍記と連歌との関係については拙稿「中世後期真名軍記の背後」(『広島大学日本語史研究報告論集』創刊号、二〇一五年三月)においても指摘をしたところである。

23 他の古辞書には見いだせず、『運歩色葉集』『伊京集』のみに用例を見いだせる背景についてはなお検討を要する。また、静嘉堂文庫本の「ケリ」、「伊京集」の「ケラ」については、他の資料同様連体形を中心としながらも他の活用形を記したものと考えるが、これらの古辞書の成立をも含めた検討を要する。

24 松原一義『塵荊抄』の研究』(おうふう、二〇〇二年二月、九八頁)

25 拙稿「中世後期真名軍記の背後」(『広島大学日本語史研究報告論集』創刊号、二〇一五年三月)

26 本稿で取り上げた東国成立の真名軍記の他、妙本寺本『曾我物語』、四部合戦状本『平家物語』などがあるが、助動詞としての「臬」字はみられない。学問文化圏が異なるのではないかと考える。

27 字音が和語に通じることについては慎重な判断を要するところである。仮に「ケル」に対する宛字であると認められるならば、訓による宛字(例えば「ケリ」を鳥名「けり」とする)と音による宛字が想定できる。「ケル」の訓による宛字は動詞「蹴」などが想定できようが、本文の意味と紛れやすい。一方で、音による宛字は「ケル」がCVCVである以上、漢字二文字の音仮名となってしまう。そこで、CVCVで代用したのではないか。また、「ケル」と「ケウ」が通じるといって、ラ行子音が隠在化することについては、現代の方言の現象として、室山敏昭「鳥取県伯耆西部方言におけるラ行音節の隠在現象」(『国文学攷』三三、一九六四年三月)に指摘がある。中世において音韻上同様の事象が生じ得たとは考えにくいが連想の範囲内ではないかと考える。なお慎重な検討を要する。

28 松平頼武氏蔵、香川県立ミュージアム保管資料

29 石川透『花鳥風月の物語』古写本の意義―附翻刻・影印―(『古代中世文学論考』第六集、新典社、二〇〇一年一〇月)

30 島田勇雄・竹島淳夫・樋口元巳訳注『和漢三才図会』6(平凡社、一九八七年三月、二〇七頁)

31 この記述に対して、『和漢三才図会』6の注では「助動詞「けり」に当てられている漢字は「晃」であって「臬」ではない。ただし『万葉集』で「けり」に用いられている漢字は、計里・鷄里・家里・来・異梨などで、「晃」はむしろ巻七、二一九〇の歌のように「かも」と訓む用字となっている。」(二〇八頁)としている。しかし、これまでみてきたように「臬」字は『和漢三才図会』の記述で正しいものと考ええる。しかし、『万葉集』に「臬」字が助動詞として用いられていないことに関しては指摘の通りで、書名が異なるか、或いは中世の『万葉集』注釈書のうちに「ケリ」を「臬」字で注記するものがあったかと考える。

32 島田勇雄『本朝食鑑』3(平凡社、一九七八年一〇月、一九七頁)

33 大日本古記録『梅津政景日記』七(岩波書店、一九六一年三月、二九八頁)

34 国立国会図書館蔵、請求記号特1-2633。成立年代未詳ながら、『牛山方考』(安永八(1779)年刊、香月牛山(1656-1740)著)を参照していることから、それ以降とみられる。

35 「エウ」の拗音化については、肥爪周二「日本語音節構造史の研究」(汲古書院、二〇一九年一月、二二〇頁)に詳説されている。

36 続群書類従完成会、一九三三年八月

37 東京大学国語研究室資料叢書『下学集』^種(汲古書院、一九八八年三月)

38 このことについては、畿内成立とみられる軍記(例えば『応永記』『文正記』など)についても検索をしたが、助動詞としての「臬」字を見いだすことができなかったことから、これらの真名軍記については助動詞の用字に関する限り、伝統的な漢字表記文の影響下にあるのではなかと考える。

[付記] 本研究はJSPS科研費20K00653の助成を受けたものです。

―はしむら・かつあき、広島文教大学教育学部教授―